

平成27年8月6日
子ども・若者部
保育認定・調整課

認可・確認に基づく指導検査基準及び要綱の制定について

1 主旨

区は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「保育施設等」という。）が認可・確認基準等に照らし適正に運営されているかを個別具体的に明確にし、必要な助言、勧告又は是正の措置を講ずること等により、保育施設等の子どもを中心とする適正な運営及び保育の質の確保を図ることを目的として指導検査を実施する。

指導検査の実施にむけて、より透明性と適格性を担保するため、施設の設備及び運営に関する基準等に基づき適正に実施されているかを判断するための指導検査基準及び要綱を整備する。

2 指導検査基準（審査基準）及び要綱（案）

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱 別添1
- (2) 平成27年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施方針及び重点項目 別添2

(3) 平成27年度指導検査基準

- 平成27年度保育所指導検査基準 別添3
- 平成27年度小規模保育事業指導検査基準
- 平成27年度家庭的保育事業指導検査基準

保育所指導検査基準をベースにしつつ、家庭的保育事業等の制度的差異及び「認可・確認条例等の基準解説」の議論を踏まえて年度内に制定する。

上記～以外の保育施設等指導検査基準については、平成28年度以降に向けて別途検討する。

(4) その他（事業者向け案内、自己点検票等）

認可・確認条例等の基準解説及び指導検査基準等の内容を盛り込んだ自己点検票を作成し、事業者自らが認可・確認基準等に照らし適正に運営できているかを点検できるようにする。

3 今後のスケジュール（案）

- 平成27年8月 第2回子ども・子育て会議
整備を検討している規程等に対する意見徴収
会議終了後、ご意見がある場合は、平成27年8月31日(月)までに下記担当へご連絡ください。
- 8月 東京都主催区市町村保育施設検査担当者研修会（第2回）開催
整備を検討している規程等の制定及び保育施設等への周知
- 秋以降 認可保育所指導検査（東京都との合同実施）
特定地域型保育事業指導検査（区実施）